

## 第26回 沖縄県消防操法大会に 久米島町消防団 出場しました！



左から 消防長：浜元 浩 消防団長：平良 弘光  
団員：前原 朝孝、平良 隆平、棚原 翔太、  
伊是名和明、真栄平 翼

10月31日に行われた、令和元年度 第26回沖縄県消防操法大会に久米島町消防団が小型ポンプ操法の部に出場しました。9月に行われた南部消防操法大会では2位を取る素晴らしい結果を出した団員が今回は県大会に挑みました。結果は43秒で素晴らしい記録を出しましたが、残念ながら選手が目標とする優勝とはなりませんでした。この記録は日々の訓練と努力の賜物であり、大変素晴らしい大会に出場した消防団員の5名を誇らしく思います。今後も久米島町消防団は知識と技術の向上に努め久米島町民の安全を守っていきます。

## 令和元年度 船舶火災防ぎょ訓練実施

10月21日(月)に、船舶火災防ぎょ訓練を実施しました。この訓練は、船舶火災に対する消防活動技術の向上と、乗組員及び地域住民への防火思想の高揚を図ることを目的に行われ、兼城港に接岸している「フェリー琉球」の調理室から出火、乗組員1名の確認が取れない想定で行われました。

船舶火災は、複雑な構造・狭い空間・積み荷などにより消火が難しい火災の一つです。初期消火や避難誘導など迅速な対応で訓練を終了しました。これからも日々地域の安全を守れるよう精進してまいります。



### 営業をはじめられる方へ

これから営業をはじめられる方は、事前計画の段階で消防本部までお問い合わせください。

営業をはじめるにあたり消防用設備の設置や、消防への届け出が必要となります。消防用設備が設置されない状況で営業をされると、消防法令違反で立入検査を行い、指導の対象となりますのでご注意ください。

また、事務所から宿泊施設、倉庫から飲食店など、今までの用途から別の用途への変更又は、ごく小規模な営業でも対象となりますので、必ず事前計画の段階で消防本部 予防班までお問い合わせください。

問合わせ先 消防本部 予防班 ☎985-3281

※火災の早期発見と「逃げ遅れ」を防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器の交換の目安は**10年**です。定期的に作動の確認をしましょう。

○消防法及び久米島町火災予防条例により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられました。

※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いします。

※火事・救急・救助は119番へお願いします。

### 10月出動状況 ( )は、令和元年累計

- |     |       |            |      |       |          |
|-----|-------|------------|------|-------|----------|
| ・救急 | ..... | 30件 (294件) | ・風水害 | ..... | 0件 (0件)  |
| ・火災 | ..... | 1件 (2件)    | ・捜索  | ..... | 0件 (2件)  |
| ・救助 | ..... | 1件 (2件)    | ・その他 | ..... | 2件 (22件) |

合計..... 34件 (322件)

